

答 申 書

(答申第105号)

平成29年8月18日

福井県公文書公開審査会

第1 審査会の結論

第2の1に記載した公文書の公開請求に対して、第2の2のとおり福井県知事（以下「実施機関」という。）が非公開決定としたことは、妥当である。

第2 異議申立てに至る経過

1 公開請求の内容

異議申立人は、平成28年3月12日付けで、福井県情報公開条例（平成12年福井県条例第4号。以下「条例」という。）第5条の規定により、実施機関に対し、次の内容の公文書の公開請求を行った。

平成28年3月11日の県議会予算決算特別委員会で、原発の使用済み核燃料や廃炉原発に核燃料税を課税する方針を示した知事答弁について、答弁書作成の過程や経緯がわかる書類、メモ、電磁的記録などの文書一式

2 実施機関の決定

実施機関は、平成28年3月28日付け税第114号による公文書非公開決定（以下「本件処分」という。）を行った。

(1) 公文書の名称

平成28年3月11日の県議会予算決算特別委員会で、原発の使用済み核燃料や廃炉原発に核燃料税を課税する方針を示した知事答弁について、答弁書作成の過程や経緯がわかる書類、メモ、電磁的記録などの文書一式（以下「本件対象公文書」という。）

(2) 公開しない理由

該当する公文書を作成し、または取得しておらず、公開請求に係る公文書が存在しないため

3 異議申立て

異議申立人は、平成28年4月1日、本件処分を取り消し、本件対象公文書の全部公開を求めて、実施機関に対して異議申立てを行った。

4 諮問

実施機関は、平成29年3月7日付け税第120号で、条例第18条第1項の規定により、福井県公文書公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件異議申立てについて、諮問を行った。

第3 異議申立ての内容

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、本件処分を取り消し、本件対象公文書の全部公開を求めるものである。

2 異議申立ての理由および主張

異議申立人が、異議申立書で述べている異議申立ての理由および主張は、要約すると次のとおりである。

(1) 本件対象公文書の不存在について

異議申立人による開示請求は「平成28年3月11日の県議会予算決算特別委員会で、原発の使用済み燃料や廃炉原発に核燃料税を課税する方針を示した知事答弁について、答弁書作成の過程や経緯がわかる書類、メモ、電磁的記録（電子メール）などの文書一式」である。

平成28年3月11日に開かれた県議会予算決算特別委員会で、同年11月の核燃料税更新の方針についての質問に対し、知事は「廃炉原発への核燃料税の課税を検討」としていた従来答弁から大きく踏み込み、「廃止措置中の原子炉に対しても課税が必要になる」「使用済み核燃料の問題があるのですが<中略>県外搬出を促進する仕組みも取り入れた税としたい」と述べた。特別委終了後、知事は報道陣に対し「使用済み燃料の貯蔵については、課税を求めるということで制度を作っていく」と明言した。

その前日の3月10日に開かれた県議会予算決算特別委員会で、別の委員の質問に、総務部長は「廃炉への課税の可能性を含め、幅広く検討している」と、従来通りの答弁を繰り返すのみだった。その時点での検討状況については「何に課税するか、税率をどうするかを学識経験者、学者に聞いて検討しているところ」と述べるにとどめた。もちろん発言者が異なるため、答弁内容に多少の違いは出るかもしれない。しかし、たった1日で、答弁内容が大きく変わったのは不自然というほかない。

県議会での答弁は担当課または政策推進課の担当者が原案を作り、部課長らが手を入れたうえで、答弁予定者がチェックするのが通例である。知事が答弁書を見ることもなく、アドリブで発言したことは考えられない。また、答弁書作成にあたり、過去の議会答弁の内容、電力事業者との協議内容といった資料を参考にしたはずである。知事は答弁案を自ら手直しすることが多く、特に原子力絡みのテーマについては、議会当日に修正することも珍しくないことが知られている。それらの文書はいったい、どこに消え失せたのであろうか。

(2) その他の主張について

そもそも核燃料税に係る福井県の対応には、不可解・不誠実な点が数多い。平成18年11月の更新時に電力事業者と協議した際は、協議内容を記した会議録を作成していたが、平成23年11月の更新時は会議録を作成しなかった。

異議申立人による別の異議申し立てに対し、福井県は会議録を作成しなかった理由の一つに「本件説明会における質疑は、配布資料の記載内容についての語句の意味の確認や制度の内容に関するものであり<中略>形式的で軽微なものである」としている。ところが、異議申立人が今回の異議申し立てで触れた平成28年3月10日の県議会予算決算特別委員会では、総務部長が平成28年の核燃料税更新に係る電力事業者への説明内容について「先ほどからお話がある財政需要についての説明。それについて事業者から話を聞くような内容」と答弁している。すなわち電力事業者との協議は、決して「形式的で軽微なもの」ではなく、事業者から意向や担税力（＝税金を支払う能力）などを聞き取り、交渉を進めるための場なのである。

第4 実施機関の説明

実施機関が、理由説明書で述べている本件処分の理由は、要約すると次のとおりである。

1 本件対象公文書の不存在について

異議申立人が異議申立書で全部公開を求める公文書は、「平成28年3月11日の県議会予算決算特別委員会で、原発の使用済み核燃料や廃炉原発に核燃料税を課税する方針を示した知事答弁について、答弁書作成の過程や経緯がわかる書類、メモ、電磁的記録などの文書一式」であるが、以下の理由から該当する公文書は存在しない。

平成28年3月11日の県議会予算決算委員会における知事答弁は、「使用済み燃料の問題があるが、これまで県外への搬出を電力事業者に求めてきているところだが、県内の貯蔵が長期間にわたり常態化しないようにするため、県外搬出を促進する仕組みもあわせて取り入れた税制としたい」というものであった。

この答弁の趣旨は、核燃料税の見直しに当たって、県外搬出を促進する仕組みを税制に取り入れるとの方向性を示すにとどまり、それを実現するにはいくつかの手法が理論的には可能であることから、使用済み燃料そのものを課税客体として示した訳ではなく、まさにその点も含めて意思決定過程の未成熟な段階であったものである。現に、廃炉が存在する他県においては、使用済み燃料の搬出を促進する仕組みを、出力割の税率を上げる手法で対応しようとする動きもある。したがって、そもそも「使用済み核燃料に核燃料税を課税する方針を示した知事答弁」は存在しないものであるから、異議申立人の請求に該当する公文書は存在しない。

また、3月11日の答弁では、「本格的な廃炉時代」において「地域経済に与える悪影響や、廃炉作業中も放射性物質が漏れ出すおそれも考えられる。引き続き対応策が必要ではないか」との質問に、「廃止措置中の原子炉に対しても課税が必要」と述べている。これは、知事自身の問題意識の表明ではあるが、具体的に課税客体、課税標準、税率等の詳細を述べるに至っていないという点で「方向性」を述べるに留まっているものであることから、「廃炉原発に核燃料税を課税する方針を示した知事答弁」も存在しない。このことは、異議申立人が言及している3月10日の総務部長による「廃炉への課税の可能性を含めて幅広く検討している」との答弁と矛盾するものではない。

なお、答弁者は、質問に応じて作成する答弁メモを参考に自らの言葉で発言を行うことから、答弁による発言そのものが公式な議事録として残されるものである。

2 その他の主張について

異議申立人は平成23年度の電力事業者との説明会の議事録が存在していないことについての疑義を主張しているが、本件の「平成28年3月11日の県議会予算決算特別委員会で、原発の使用済み核燃料や廃炉原発に核燃料税を課税する方針を示した知事答弁について、答弁書作成の過程や経緯がわかる書類、メモ、電磁的記録などの文書一式」に係る非公開決定との関連はない。

第5 審査会の判断

当審査会は、異議申立人および実施機関の双方の主張を審査した結果、次のように判断する。

1 本件処分について

本件処分は、本件対象公文書が不存在として非公開決定を行ったものである。

これに対して、異議申立人は、本件処分を取り消し、本件対象公文書の全部公開を求めていることから、以下、本件処分の妥当性について検討する。

2 本件対象公文書の不存在について

情報公開請求の対象となる「公文書」は、条例第2条第2項で「実施機関の職員が職務上作成し、または取得した文書、図画および電磁的記録であって、当該実施機関が管理しているもの」と定義している。

異議申立人が求める「答弁書作成の過程や経緯がわかる書類、メモ、電磁的記録（電子メール）などの文書」の公文書該当性については、上記定義により判断されるが、文書の作成や取得の状況はどうか、組織として管理している状態にあるものか、職員が自己の執務のために保有する個人的な検討段階にとどまる資料ではないか、などを総合的に考慮して実質的に判断すべきである。

当審査会は、実施機関の説明を踏まえて、条例第24条（審査会の調査審議）の規定に基づき、様々な角度から調査を実施したところ、異議申立人が公開を求める公文書について、存在をうかがわせる事実は認められなかった。

したがって、公開請求に係る公文書が存在しないとして非公開とした実施機関の判断は、妥当である。

3 その他の主張について

異議申立人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 まとめ

以上のことからまとめると、本件対象公文書について不存在として非公開とした実施機関の判断は、妥当である。

したがって、実施機関が行った決定は妥当であると判断し、冒頭の結論に至った。

第6 審査の経過

当審査会は、本件異議申立てに係る諮問について、下記のとおり審査した。

年 月 日	審 査 の 経 過
平成29年 3月 7日	・ 諮問書の受理
平成29年 3月13日	・ 審議 (第1回)
平成29年 4月24日	・ 審議 (第2回)
平成29年 5月29日	・ 審議 (第3回)
平成29年 6月19日	・ 審議 (第4回)
平成29年 7月24日	・ 審議 (第5回)
平成29年 8月18日	・ 答申

福井県公文書公開審査会委員名簿

(五十音順)

氏 名	備 考
稲 田 真 紀	
川 村 一 司	会長職務代理者
北 島 三 男	
清 水 和 邦	会 長
前 田 清 作	